

第4編

業務主任者等の職務

1. 業務主任者等の職務

(1) 販売事業者の登録内容の変更を監督する

販売所の貯蔵施設（容器置き場）の位置及び構造、保安業務を行うものの氏名又は名称及びその所在地、賠償責任保険の契約内容について、変更が生じた場合に遅滞なく届け出るように監督する事。

(2) 法第 14 条書面を作成し、又は作成を指導する

書面交付に関して責任を持って実施し、又は実施するよう指導する事。

▶ 「液石法」第 14 条（書面の交付）

液化石油ガス販売事業者は、消費者と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を交付しなければならない。記載した事項を変更したときは、変更した部分についても、同様に交付しなければならない。

① 液化石油ガスの種類の明記

種 類	プロパン及びプロピレンの合計量の含有率
「い号」	80%以上
「ろ号」	60%以上 80%未満
「は号」	60%未満

② 液化石油ガスの引き渡しの方法

計画的な容器の交換・バルク供給設備への充てんにより、消費者の継続的消費に支障を生じないように、遅滞なく配管等に確実に接続して引き渡すこと。ただし、調整器を接続した 8 リットル（充てん量 3kg）以下の容器を引き渡す場合、または屋外で移動して消費する設備（屋台など）の場合には接続義務はありません。ガスメーターによる体積販売の場合、ガスメーターの出口を引き渡し箇所としている。

③ 供給設備及び消費設備の管理の方法

供給設備は販売事業者に維持管理義務があり、法定期限内の点検、容器交換時の点検により管理されていることを明記する。消費設備は販売事業者（保安機関）が法定期限内の調査を行ない保安の確保に努めるが、維持管理責任は消費者にある。

消費設備については、周知文書や保安啓蒙用のパンフレットなどを参考に、消費者自身に責任を持って管理していただく。

④ 消費設備の調査の方法及び周知の方法

供給開始時とその後法定期限内に販売事業者（保安機関）が消費設備の調査を行い、基準に適合しない場合は通知する。

災害の発生の防止に関し、必要な事項を周知する。

⑤ 交付する消費者について保安業務を行う認定保安機関の氏名又は名称

「交付する消費者について・・・」の表記に注意。一人一人の消費者ごとに、保安

機関名が正確に通知されていなければならない。地区が異なれば2号業務や6号業務の実施者が変わることもある。容器による配送とパルク供給でも保安機関が異なることもある。消費者が「うちはどこの保安機関が対応してくれるの?」との質問に対して明確な返答が求められる。

⑥ その他経済産業省令で定める事項

(書面の記載事項)

- 1) 一般消費者等が液化石油ガスを消費する場合の液化石油ガス販売事業者及び保安機関の責任に関する事項
- 2) 液化石油ガスを消費する場合の一般消費者等の責任に関する事項
- 3) 液化石油ガスの計量の方法
- 4) 質量により販売した液化石油ガスであって消費されないものの引取りの方法
- 5) 液化石油ガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明
- 6) 供給設備及び消費設備の所有関係
- 7) 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担の方法
- 8) 液化石油ガス販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合において、当該一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法（当該消費設備の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。）
- 9) 消費設備に係る配管について、液化石油ガスの販売契約解除時に液化石油ガス販売事業者から一般消費者等に所有権を移転する場合の精算額の計算方法（当該配管の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。）

10) 保安機関の名称、住所及び連絡方法

(3) LPガスの販売方法が基準に適合するよう監督する

質量販売の方法、需要家先の充填容器の設置基準適合、また容器・貯槽の再検査状況、LPガスの引渡しの方法、契約解除に係わる適正な対処など、基準に適合するよう監督する事。

▶ 「液石法」第16条第2項（基準適合義務）

液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める基準に従って液化石油ガスの販売をしなければならない。

▶ 充てん容器

接続にあたっては、外面に異常なく、かつ、漏えいのないものを用いる。

充てん期間が明示され、充てん期限を6ヶ月以上経過していないこと。

次の場合以外は、必ず配管等に接続すること。

- ① 屋外で移動して消費される質量販売の場合
- ② 調整器が接続された内容積8リットル以下（3kg以下）の容器を使用する場合
- ③ カップリング付容器バルブを備えた内容積25リットル以下（10kg以下）の容器を使用する場合

容器の交換はL P ガスの供給を中断することなく行うこと。ただし、中断する場合は、使用中の燃焼器からガスが漏えいすることがないように、末端ガス栓を閉止する等の措置を講じてすること。（消費設備が 1 である場合に限り）

▶ 貯蔵施設（ボンベ庫）

充てん容器、残ガス容器はそれぞれ区分して保管する。必要なもの以外は置かない。

貯蔵施設の周囲 2m 以内に火気、または引火性・発火性の物を置かない。

容器は常に 40℃ 以下に保つ。

転落・転倒防止及びバルブの損傷防止措置を講じ、粗暴な取扱いをしない。

携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らない。

▶ 供給設備・消費設備の所有区分

（消費設備の所有権が販売事業者にある場合）

供給開始時までには当該消費設備が販売事業者の所有する設備であることを消費者に確認すること。

販売契約の解除の申し出があった場合、消費設備であって販売事業者が所有するものについては、適正な対価で消費者に所有権を移転すること。

消費者宅に他の販売事業者の供給設備が既に設置されている場合、販売契約の解除の申し出があっても「相当期間（基準として 1 週間）」が経過するまで供給設備を撤去しないこと。ただし、撤去することについて販売事業者の同意を得ているときはこの限りではない。

消費者から販売契約の解除の申し出があった場合、販売事業者は消費者の要求に応じ、自らが所有する供給設備を遅滞なく撤去すること。ただし、設備の撤去が困難な場合やその他の正当な事由が認められる場合は除かれる。例えば、バルク貯槽により供給され、撤去に時間を要する場合は「撤去が困難な場合」に該当し、販売契約条項に「販売契約の解除については、売掛金等がある場合、供給設備の撤去はその清算と同時に履行する・・・」といった内容が記されている場合は「その他正当な事由」にあたる。

▶ 販売方法

液化石油ガスは、計量法に規定する法定計量単位による体積（ m^3 ）により、ガスメーターを通して販売する。ただし次の場合は質量販売できる。

① 内容積 20 リットル以下（8kg 以下）の容器により販売する場合

② 屋外で移動して消費される質量販売の場合

③ 調整器が接続された内容積 8 リットル以下（3kg 以下）の容器を使用する場合

④ カップリング付容器バルブを備えた内容積 25 リットル以下（10kg 以下）の容器を使用する場合

⑤ その他特別な事情により認められた場合

質量販売された液化石油ガスで消費されないものは、消費者立会いの下に計量し、適正な価格で引き取る。

液化石油ガスの引渡しは消費者の継続的消費に支障を生じないように遅滞なくすること。

取り外した容器は、バルブを確実に閉止し、かつ安全な場所に移すこと。

▶ 貯槽・バルク貯槽

販売所内に設置されている貯槽・バルク貯槽の周囲 2m以内に、火気、引火性・発火性の物を置かない。(消費先の供給設備との扱いの違いに注意) 貯槽・バルク貯槽の修理・清掃にあたっては基準(液石法規則第 16 条第 19 号イ～ヘ)に則り、保安上支障のない状態で行う。

3 t 以上の貯槽・バルク貯槽は沈下状況を測定し、沈下の程度に応じて適切な措置を講ずる。

貯槽・バルク貯槽のバルブ操作は過大な力を加えないこと。

バルク貯槽及び付属機器は告示で定めるところにより検査を行う。

バルク容器に設ける機器類は告示で定めるところにより検査を行う。

▶ 供給管・配管、集合装置の修理

修理のため液化石油ガスを遮断する場合は、基準(下記)に従って、保安上支障のない状態で行う。「液石法」規則第 16 条第 19 号の 2 イ、ロ

イ 修理の計画を定め、作業責任者の監督のもとで行う。

ロ 修理後は漏えいの無いことを確認するまで使用してはいけない。

(4) 貯蔵施設が基準に適合するよう監督する

貯蔵施設に関して、保安距離や構造など技術上の基準に適合し、又は維持されるよう監督する事。

(5) 供給設備が基準に適合するよう監督する

供給設備に関して、容器・貯槽の設置状況や調整器等の状況が技術上の基準に適合し、又は維持されるよう監督する事。(点検等の結果不備があれば、交換・改善を指示し、改善の完了まで監督すること)

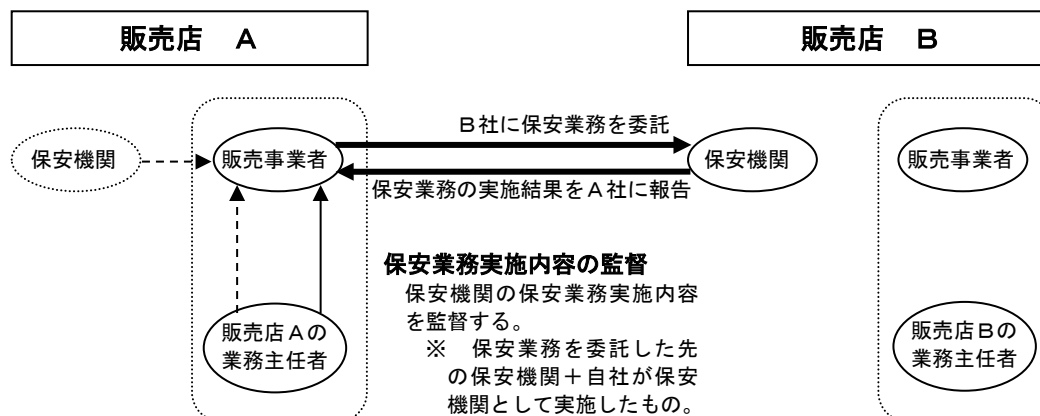
(6) 保安教育を計画、立案実施し、又はその監督を行う

従業員に対し保安教育を実施し、記録を作成し保存する事。

(7) 7つの保安業務の実施内容と結果を確認する

- ① 供給開始時点検調査
- ② 容器交換時等供給設備点検
- ③ 定期供給設備点検
- ④ 定期消費設備調査
- ⑤ 周知
- ⑥ 緊急時対応
- ⑦ 緊急時連絡

以上 7 つの保安業務に関して、自らが実施する場合また、他の保安機関に委託した場合においてもその実施内容及び実施結果について確認し、不適合がある場合は然るべき改善及び改善指示を実施する事。(調査・点検の結果不備があった場合や、緊急時連絡など保安機関から連絡があった場合、保安機関に対して対応を指示すること)



(8) 許可を必要とする貯蔵施設・特定供給設備の基準適合状況を監督する

1t 以上のバルク貯槽、又は容器 3t 以上の特定供給設備や貯蔵施設が許可なく変更され、また完成検査を受けずに使用されることがないように監督する事。

(9) 充てん設備に関する基準適合状況を監督する

民生用バルクローリーが許可なく変更され、また完成検査・保安検査を受けずに使用される事がないよう監督する事。

(10) 帳簿の記載及び報告の内容について監督する

保安業務の委託先名簿、緊急時受付簿、保安台帳等の備えなければならない帳票、また液化石油ガス販売事業報告（様式第 2 編 第 1 章 P42）に関して、その実施状況を監督する事。（保安業務の実施に関しても帳簿として記載されるべき事項が正しく記載されるよう監督する）

規則 131 条に規定する販売事業者が帳簿に記載すべき事項は、販売事業者ごとに以下のとおり

記載すべき場合		記載すべき事項
1.	液化石油ガスを体積により一般消費者等に販売した場合	① 充てん容器の種類及び数 ② 販売開始の年月日 ③ 販売先 ④ 充てん容器を交換した年月日及び充てん容器の種類又は数に変更があった場合においてはその内容
2.	液化石油ガスを質量により一般消費者等に販売した場合	① 充てん容器の種類及び数 ② 販売の年月日 ③ 販売先
3.	販売した液化石油ガスであって消費されないものを一般消費者から引き取った場合	① 引き取った液化石油ガスに係る充てん容器の種類及び数 ② 引取の年月日 ③ 引取元
4.	液石法第 14 条第 1 項の書面交付を行った場合	① 書面交付に係る一般消費者の氏名又は名称及び住所 ② 書面交付をした者の氏名 ③ 書面交付の年月日 ④ 書面の内容
5	販売事業者が自ら行った場合	
1.	1 供給開始時点検・調査を行った場合	① 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 供給開始時点検・調査を行った者の氏名 ③ 供給開始時点検・調査の結果 ④ 供給開始時点検・調査の実施又は法第 27 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の通知をした場合は、その内容

		⑤ 供給開始時点検・調査又は通知の年月日 ⑥ 供給開始時調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 ⑦ 供給開始時調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
2	容器交換時等供給設備点検を行った場合	① 容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 容器交換時等供給設備点検を行った者の氏名 ③ 容器交換時等供給設備点検の結果 ④ 容器交換時等供給設備点検の実施又は法第 27 条第 1 項第 1 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 容器交換時等供給設備点検又は通知の年月日
3	定期供給設備点検を行った場合	① 定期供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 定期供給設備点検を行った者の氏名 ③ 定期供給設備点検の結果 ④ 定期供給設備点検の実施又は法第 27 条第 1 項第 1 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 定期供給設備点検又は通知の年月日
3 2	定期供給設備点検を拒否された場合	① 法第 34 条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 ③ 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた年月日
4	定期消費設備調査を行った場合	① 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 定期消費設備調査を行った者の氏名 ③ 定期消費設備調査の結果 ④ 定期消費設備調査の実施又は法第 27 条第 1 項第 2 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 定期消費設備調査又は通知の年月日 ⑥ 定期消費設備調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 ⑦ 定期消費設備調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
4 2	定期消費設備調査を拒否された場合	① 法第 34 条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 ③ 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた年月日
5	周知を行った場合	① 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 周知を行った者の氏名 ③ 周知の内容 ④ 周知の年月日
6	緊急時対応を行った場合	① 緊急時対応に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 緊急時対応を行った者の氏名 ③ 緊急時対応の内容及び結果 ④ 緊急時対応を行った年月日
7	緊急時連絡を行った場合	① 緊急時連絡に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 緊急時連絡を行った者の氏名 ③ 緊急時連絡の内容及び結果 ⑤ 緊急時連絡を行った年月日
5 2	液石法第 29 条の認定を受けた保安機関に液石法第 27 条第 1 項各号の業務委託した場合	① 委託に係る一般消費者の氏名又は名称及び住所 ② 委託を行った保安機関の氏名又は名称及びその事業所の所在地 ③ 保安業務の結果 ④ 供給設備が液石法第 16 条の 2 第 1 項の技術上の基準に適合しないものであった場合は、それに対して講じた措置の内容 ⑤ 消費設備が液石法第 35 条 5 の技術上の基準に適合しないものであった場合は、その消費設備の所有者又は占有者に通知した内容 ⑥ 液石法第 27 条第 1 項第 4 号に基づき実施した措置の内容 ⑦ 保安業務を行った年月日
6	貯蔵施設又は特定供給設備に異常があった場合	① 異常の内容 ② 異常に対して講じた措置 ③ 異常があった年月日及び措置をした年月日

液石法に規定されている事

※ 業務主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。

※ 液化石油ガス販売事業に従事する者は、業務主任者がこの法律又はこの法律に基く命令の実施を確保するためにする指示に従わなくてはならない。

業務主任者は、L P ガス販売事業者が実施すべき保安活動を具体的に実施または管理・監督する義務を負っている。

液石法を遵守し、自主保安を確立するためには、業務主任者が責任を持って職務にあたり、第一線でリーダーシップを発揮する事。

業務主任者の代理者は、業務主任者が職務を行えない場合、その職務を代行する。

2. 保安機関の職務

保安機関は、保安業務区分ごとに保安業務の実施の方法及び結果報告について保安業務規程に定め、規程に基づく保安業務の的確かつ円滑な遂行を図る。

(1) 保安業務規程の作成と変更・認可を受けること

(2) 保安業務計画書の作成

一般消費者数の増加認可申請及び減少届出の作成

(3) 保安業務計画書に基づいた保安業務資格者の確保

(4) 保安業務計画書に基づいた保安業務機器の維持管理

(5) 保安業務実施状況報告の作成と関係機関への提出（第2編第2章 P107 参照）

(6) 保安業務の実施結果の販売事業者への通知

(7) 保安業務の再委託禁止の遵守

(8) 帳簿の記載及び報告の内容についての監督

規則 131 条に規定する保安機関が帳簿に記載すべき事項は、自ら行う販売事業に係る保安業務にあつては販売所ごとに、委託を受けた保安業務にあつては委託を受けた販売事業者ごとに、以下のとおり。

記載すべき場合		記載すべき事項
1.	供給開始時点検・調査を行った場合	① 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 供給開始時点検・調査を行った者の氏名 ③ 供給開始時点検・調査の結果 ④ 供給開始時点検・調査の実施又は法第 27 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 供給開始時点検・調査又は通知の年月日 ⑥ 供給開始時点検・調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 ⑦ 供給開始時点検・調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
2.	容器交換時等供給設備点検を行った場合	① 容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 容器交換時等供給設備点検を行った者の氏名 ③ 容器交換時等供給設備点検の結果 ④ 容器交換時等供給設備点検の実施又は法第 27 条第 1 項第 1 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 容器交換時等供給設備点検又は通知の年月日
3.	定期供給設備点検を行った場合	① 定期供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 定期供給設備点検を行った者の氏名 ③ 定期供給設備点検の結果 ④ 定期供給設備点検の実施又は法第 27 条第 1 項第 1 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 定期供給設備点検又は通知の年月日
3 2.	定期供給設備点検を拒否された場合	① 法第 34 条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 ③ 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた年月日
4.	定期消費設備調査を行った場合	① 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 定期消費設備調査を行った者の氏名 ③ 定期消費設備調査の結果 ④ 定期消費設備調査の実施又は法第 27 条第 1 項第 2 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 定期消費設備調査又は通知の年月日 ⑥ 定期消費設備調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 ⑦ 定期消費設備調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
4 2.	定期消費設備調査を拒否された場合	① 法第 34 条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 ③ 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた年月日
5.	周知を行った場合	① 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 周知を行った者の氏名 ③ 周知の内容 ④ 周知の年月日
6.	緊急時対応を行った場合	① 緊急時対応に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 緊急時対応を行った者の氏名 ③ 緊急時対応の内容及び結果 ④ 緊急時対応を行った年月日
7.	緊急時連絡を行った場合	① 緊急時連絡に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 緊急時連絡を行った者の氏名 ③ 緊急時連絡の内容及び結果 ⑤ 緊急時連絡を行った年月日

3. 充てん事業者の職務

- (1) 充てん設備を設置する場合、県の許可と完成検査を受け、充てん設備の技術上の基準に適合させること。
- (2) 充てん作業者に、技術上の基準に従って充てん作業を行わせること。
- (3) 充てん作業者に、保安上の教育を受けさせ、充てん作業者の再講習を受講させること。
- (4) 充てん事業報告を県に提出すること。
- (5) 保安検査を受検し、合格させること。
- (6) 移動式製造の許可を受けている充てん設備にあつては、危害予防規程の制定・届出を行うこと。
- (7) 移動式製造の許可を受けている充てん設備にあつては、保安統括者等の選任・届出を行うこと。
- (8) 移動式製造の許可を受けている充てん設備にあつては、製造の開始の届出を行うこと。(新規許可の場合)
- (9) 充てん事業者は、必要な帳簿を整理・作成すること。

規則 131 条に規定する充てん事業者が、帳簿に記載すべき事項は以下のとおり。

記載すべき場合	記載すべき事項
1. 充てんした場合	① 充てんに係る貯蔵設備の貯蔵能力並びにその貯蔵設備から液化石油ガスの供給を受けている一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 充てんした年月日 ③ 充てんした液化石油ガスの量 ④ 充てんに係る充てん設備
2. 充てん設備の保安検査を受けた場合	① 保安検査を受けた充てん設備 ② 保安検査を行った者の氏名又は名称及び住所 ③ 保安検査の結果 ④ 充てん設備が法第 37 条の 4 第 2 項の技術上の基準に適合していない場合は、それに対して講じた措置の内容 ⑤ 保安検査又は措置をした年月日
3. 充てん設備に異常があった場合	① その内容 ② それに対して講じた措置 ③ 異常があった年月日及び措置を講じた年月日

- (10) 保安機関である充てん事業者が、保安業務の委託を受けた場合、委託先販売事業者へ保安業務の実施通知を行うこと。

4. 販売主任者の職務

販売主任者は、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理する。(保安法第 32 条第 7 項)

- (1) 高圧ガスの移動の基準の維持 (保安法第 23 条・液石則 48、49 条)
- (2) 販売事業者等に係る技術上の基準の維持 (保安法 20 条の 6 第 1 項・液石則第 41 条)
- (3) 消費先保安台帳の整備 (小売業者用)・販売先保安台帳の整備 (卸売業者用)
- (4) 容器授受簿の管理 (小売業者用)
- (5) 気密試験結果記録・調整器検査記録の整備 (小売業者用)
- (6) 事故届の作成 (液石則 96 条)

【備 考】

液石則第 48 条 車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等 (移動式充てん設備) ※ 第 2 編 5 章 P222、P223 参照

液石則第 49 条 その他の場合における移動に係わる技術上の基準等 (シリンダー配送) ※ P325 参照

保安法液石則第 49 条の基準に対する事項(その他の場合における移動にかかる技術上の基準等)

号	項 目	内 容	備 考
1	警戒標	車両の前後に高圧ガス標示板を掲げる。	内容積が 20 リットル以下のみの積載車両であって合計内容積が 40 リットル以下の場合は除外。
2	温度	充てん容器等はその温度を常に 40℃以下に保つ。	
3	バルブの保護	突出したバルブのある充てん容器等には、固定式プロテクター又はキャップを施す。	
4	衝撃及び損傷の防止	転落転倒等による衝撃、損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱をしないこと。	一段積み 10 kg 以下を除く。 横積み禁止。
5	消火設備 応急処置用資材工具	P317（例示基準）参照	内容積が 20 リットル以下のみの積載車両であって合計内容積が 40 リットル以下の場合は除外。
6	混載の禁止	消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物を同一の車両に積載移動の禁止。	内容積 120 リットル未満の充てん容器等と消防法別表に掲げる第四類の危険物は除外 ※ 消防法第 2 条第 7 項別表参照
7	駐車	駐車する場合にあつては、充てん容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避け、かつ交通量が少ない安全な場所を選ぶこと。また、運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。	内容積が 20 リットル以下のみの積載車両であって合計内容積が 40 リットル以下の場合は除外。
8	質量 3000 kg 以上の移動	48 条 14 号から 48 条 18 号を参照	
9	質量 3000 kg 以下の移動	48 条 18 号を参照	内容積が 20 リットル以下（液化石油ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみの積載車両であって合計内容積が 40 リットル以下の場合は除外。

保安法液石則第 49 条第 1 項第 8 号の基準に対する事項（バラ積み 3t 以上の移動）

※ 48 条第 1 項各号の基準を準用

号	項 目	内 容	備 考
14	移動監視者	移動の監視者は、丙種化学責任者免状等所持者を乗務員とする。	質量 3000 kg 以上の液化石油ガスの移動
15	免状の携帯	移動するときは免状を携帯する。	質量 3000 kg 以上の液化石油ガスの移動
16	危険時の措置	充てん容器等を積載した車両により、質量 3000 kg 以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ当該高压ガスの移動中充てん容器等が危険な状態となった場合、又は当該容器等に係わる事故が発生した場合における荷送人へ確実に連絡するための措置、荷送人又は移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他、高压ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置、その他の災害発生又は拡大防止のために必要な措置をする。	質量 3000 kg 以上の液化石油ガスの移動
17	繁華街及び二人乗車	移動するときは繁華街又は人ごみを避けること。 下記の場合は、車両 1 台について運転者を 2 人充てること。 (イ)連続運転時間が 4 時間を超える場合 (ロ)運転時間が、1 日当たり 9 時間を超える場合	質量 3000 kg 以上の液化石油ガスの移動
18	イエロー・カード	移動するときは、運転者が移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面（イエロー・カード）を常に携帯させ、注意事項を遵守すること。	

※ 充てん容器等の保管については貯蔵施設で行い、車両上での保管を禁止する。

例示基準

53. 充てん容器等の移動時に携行する消火設備並びに資材等

充てん容器等を移動するときに携行する消火設備並びに必要な資材及び工具は、次の各号に定めるものとする。

これらの携行する用具、資材等は 1 月に 1 回以上点検し、常に正常な状態に維持するものとする。

1. 消火設備

1. 1 車両に固定した容器により移動する場合に携行する消火設備は次の表に掲げる消火器とし、速やかに使用できる位置取り付けたものであること。

消火器の種類		備付け個数
消火薬剤の種類	能力単位	
粉末消火剤	B・10 以上	車両の左右にそれぞれ 1 個以上

備考 能力単位は、「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和 39 年自治省令第 27 号）に基づき定められたものをいう。（以下同じ。）

1. 2 充てん容器等を車両に積載して移動する場合（質量 5 kg 以下の高圧ガスを移動する場合を除く。）に携行する消火設備は、次の表に掲げる消火器とし、速やかに使用できる位置に取り付けたものであること。

移動によるガス量による区分	消火器の種類		備付け個数
	消火薬剤の種類	能力単位	
1,000 kg を超える場合	粉末消火剤	B・10 以上	2 個以上
150 kg を超え 1,000 kg 以下の場合	粉末消火剤	B・10 以上	1 個以上
150 kg 以下の場合	粉末消火剤	B・3 以上	1 個以上

備考 一つの消火器の消火能力が所定の能力単位に満たない場合にあっては、追加して取付ける他の消火器との合算能力が所定の能力単位に相当した能力以上であればその所定の能力単位の消火器を取付けたとみなすことができる。

2. 資材及び工具等

品 名	仕 様	備 考
赤旗		
赤色合図灯又は懐中電灯	車両備付け品でよい。	
メガホン		
ロープ	長さ 15m 以上のもので 2 本以上	
漏洩検知剤		
車輪止め	2 個以上	
容器バルブ開閉用ハンドル	移動する容器に適合したもの	車両に固定した容器及び容器にバルブ開閉用ハンドルが装着されている場合を除く。
容器バルブグランドスパナ 又はモンキースパナ	移動する容器に適合したもの	車両に固定した容器の場合を除く。
革手袋		

消防法第2条第7項（一般則50条第5号のイ）

類 別	性 質	品 名
第四類	引火性液体	一 特殊引火物 二 第一石油類 三 アルコール類 四 第二石油類 五 第三石油類 六 第四石油類 七 動植物油類

※ 上記品名の内容については一般則50条第5号のイ 備考 十～十七を参照

5. 移動中の災害防止のために必要な注意事項（イエローカード）

- （1）品名
- （2）事故発生時の応急措置
- （3）緊急通報
- （4）緊急連絡
- （5）災害拡大防止処置
 - ① 漏洩・飛散したときの処置
 - ② 周辺火災のときの処置
 - ③ 着火したときの処置
- （6）救急措置
 - ① 火傷の処置
 - ② 凍傷の処置
 - ③ 酸欠の処置
- （7）特記事項
 - ① ガスの特性
- （8）防災事業所（別ページ参照）

防災事業所一覧

静岡県危機管理部消防保安課	054-221-2076
静岡市消防局消防部予防課	054-280-0194
浜松市消防局予防課	053-475-7542
(一社) 静岡県L P ガス協会	054-255-2451
東部支部	055-923-1070
中部支部	054-255-2451
西部支部	053-465-1178

東部地区

名 称	所 在 地	電 話	連絡責任者
杉本工業(株)	下 田 市	0558-22-3153	総務部長
(株)鈴与ガスあんしんネット西伊豆事業所	西 伊 豆 町	0558-52-0303	部 長
エネジン(株) 伊東支店	伊 東 市	0557-51-1151	保安次長
(株)T O K A I 熱海支店	熱 海 市	0557-68-3271	支店長
日本ガス興業(株) 原基地	沼 津 市	055-966-1101	保安係員
(株)鈴与ガスあんしんネット三島事業所	沼 津 市	055-972-8866	部 長
(株)カジマヤ	御 殿 場 市	0550-88-0111	技術部長
(株)T O K A I 駿東配送センター	裾 野 市	055-992-1188	配送センター所長
(株)鈴与ガスあんしんネット富士事業所	富 士 市	0545-35-3573	部 長
(株)T O K A I 富士支店	富 士 市	0545-61-4025	支店長
(株)T O K A I 富士宮支店	富 士 宮 市	0544-27-2570	支店長

中部地区

名 称	所 在 地	電 話	連絡責任者
鈴与(株) ガスターミナル	静 岡 市	054-365-7343	所 長
イワタニ首都圏(株) 静岡支社	静 岡 市	054-346-2341	保安統括部長
富士ツバメ(株) 静岡支店	静 岡 市	054-345-0195	支店長
(株)T O K A I 静岡支店	静 岡 市	054-237-3661	支店長
(株)T O K A I 焼津支店	焼 津 市	054-629-1210	支店長
東海造船運輸(株)	焼 津 市	054-622-1221	施設課長
(株)サイサン 中部支店 牧之原営業所	牧 之 原 市	0548-52-0141	保安係員
富士ツバメ(株) 榛原支店	牧 之 原 市	0548-52-0037	保安係員
(株)T O K A I 榛原支店	吉 田 町	0548-32-1155	支店長

西部地区

名 称	所 在 地	電 話	連絡責任者
ガステックサービス(株) 中遠営業所	掛 川 市	0537-22-6261	営業所長
(株)T O K A I 浜北支店	浜 松 市	053-587-0411	支店長
(株)T O K A I 浜松支店	浜 松 市	053-461-9171	支店長
富士ツバメ(株) 浜松支店	浜 松 市	053-434-3031	支店長
(株)鈴与ガスあんしんネット浜松事業所	浜 松 市	053-421-0372	部 長
ガステックサービス(株) 浜松東営業所	浜 松 市	053-463-2121	所 長
ガステックサービス(株) 浜松南営業所	浜 松 市	053-457-8930	所 長
三愛オブリガス東日本(株) 東海支店	浜 松 市	053-585-5931	課 長
サーラ物流(株) 浜松東営業所	浜 松 市	053-423-3123	所 長